

相模原市一般廃棄物処理基本計画

令和3年度の実施状況



©相模原市

令和4年10月

相 模 原 市

目 次

1	相模原市一般廃棄物処理基本計画について	1
	（1）基本理念	1
	（2）基本方針	2
2	ごみ処理計画数値目標の状況	3
3	令和3年度の実施（ごみ処理）	10
	【実施の柱】ごみの更なる削減	10
	基本施策1 家庭系ごみの減量化・資源化	10
	基本施策2 事業系ごみの減量化・資源化	19
	【実施の柱】ごみの適正な処理	23
	基本施策1 ごみ処理体制の整備	23
	基本施策2 不適正処理防止対策	26
	【実施の柱】ごみゼロに向けた協働の推進	29
	【実施の柱】生活排水の適正な処理	32
	【実施の柱】大規模災害への備え	37
	基本施策1 災害廃棄物等処理体制の整備	37
	基本施策2 応援・受援体制の整備	38
	相模原市のごみ減量化及び資源化の啓発活動について	39

1 相模原市一般廃棄物処理基本計画について

我が国では、平成12年を「循環型社会元年」と位置付け、循環型社会形成推進基本法の制定を機に、様々なリサイクルに関する法律が制定されるなど、持続可能な社会の形成に向けた法整備が進められてきました。

相模原市では、平成14年3月に「相模原市新一般廃棄物処理基本計画」を策定し、様々な取組を進めてきましたが、平成20年3月に旧津久井4町との合併や政令指定都市移行など、廃棄物行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成30年度までを計画期間とする、相模原市廃棄物基本計画「循環型社会形成 さがみはらプラン21」を策定し「4Rの推進と循環型スタイルの確立」、「資源を循環させる社会システムの構築」に取り組んできました。

平成31年3月には平成29年度を基準年度とし、令和9年度までを計画期間とした「第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、SDGs（エスディーズ：Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標）に沿った環境への負荷をできるだけ低減する、持続可能な循環型社会や低炭素社会の形成を目指し、「食品廃棄物の削減」や「災害時の廃棄物処理システムの強化」など、喫緊の社会的課題の解消に向けた施策に取り組むこととしています。

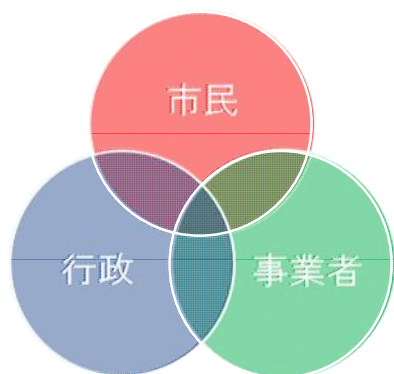
（1）基本理念

廃棄物を取り巻く環境の変化に対応し、更なるごみの減量化・資源化や生活排水等の適正処理を進めるとともに、これまで以上に、市民・事業者・行政の連携・協力を深めていく必要があることから、第3次計画においては、三者共有の基本理念として、「ともにつくる 資源循環都市 さがみはら」を掲げ、取組を進めます。

ともにつくる

資源循環都市

さがみはら



(2) 基本方針

取組の柱

【取組の柱】 ごみの更なる削減

ごみ総排出量は、第2次計画の基準年度である平成18年度の27.2万トンに比べて平成29年度は約16%削減されましたが、まだ、多量のごみが排出され、事業系ごみについては、増加傾向にあります。

更にごみを減量化・資源化していくためには、「ごみを発生させない」という視点から市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしていく必要があります。

今後、循環型社会への移行を加速するため、これまでの「4R」を更に推し進めたライフスタイルやビジネススタイルの定着を目指します。

【取組の柱】 ごみの適正な処理

安全で、安心して暮らすことのできる生活環境を維持するためには、ごみの排出から収集・運搬・処分に至るあらゆる段階において適切な対応が必要であることから、廃棄物の種類や排出方法に応じて適正に処理するとともに、環境負荷の低減に努めます。

【取組の柱】 ごみゼロに向けた協働の推進

市民・事業者・行政が協働で実施しているリサイクルフェアや各種キャンペーンなどの啓発事業については、市民の「4R」に関する意識の向上やまちの環境美化を担っており、家庭から排出される一般ごみが減少するなど、一定の成果を上げています。

今後も、市民・事業者・行政が自主的に啓発活動や美化活動を実施するとともに連携を強化し、協働の輪を広げ、ごみを出さない環境づくりを進めて行く必要があります。

【取組の柱】 生活排水の適正な処理

下水道整備区域については、更なる公共下水道の整備や下水道への接続を促進するとともに、ダム集水区域の浄化槽整備区域については、高度処理型合併浄化槽への転換を進めます。

また、生活排水を適正に処理するため、浄化槽の維持管理の徹底について、啓発を推進します。

【取組の柱】 大規模災害への備え

東日本大震災や熊本地震で明らかになった災害廃棄物等の処理の課題を踏まえ、短期間に大量に発生する災害廃棄物の処理等を進める強靱な処理体制の構築を目指し、災害廃棄物等処理計画等を見直し、大規模災害への備えを計画的に進めます。

2 ごみ処理計画数値目標の状況

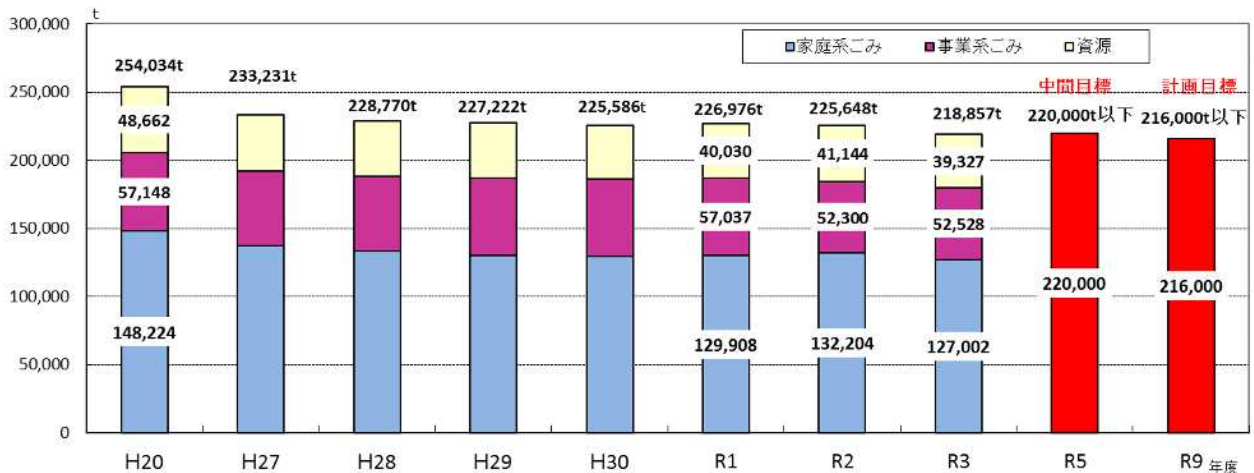
ごみ及び生活排水の基本となる「数値目標」を3項目設定するとともに、重点的な取組が必要な分野について「サブ指標」を4項目設定します。それぞれの数値については、過去の人口、ごみや資源の排出量等を基に推計を行い、施策による削減効果を反映して設定しています。

(1) ごみ処理における数値目標

数値目標 ごみ総排出量

平成29年度227,222t 令和9年度216,000t以下

資源化可能物の分別と排出抑制による減量効果の指標として「ごみ総排出量」を目標項目として設定します。【算出式】家庭系ごみ(一般ごみ+粗大ごみ)+事業系ごみ+資源



令和3年度実績量 218,857t (計画量 221,455t)

令和2年度実績量 225,648t

(令和3年度実績量内訳)

- ・家庭系ごみ実績量 127,002t
- ・事業系ごみ実績量 52,528t
- ・資源実績量 39,327t

令和3年度のごみ総排出量は、218,857tとなりました。

令和2年度において、家庭系ごみ・資源の排出量が増加し、事業系ごみが減少したのに対し、令和3年度は、家庭系ごみ・資源の排出量が減少し、事業系ごみは微増となっています。(家庭系ごみ：-5,202t、事業系ごみ：+2,28t、資源：-1,817t)

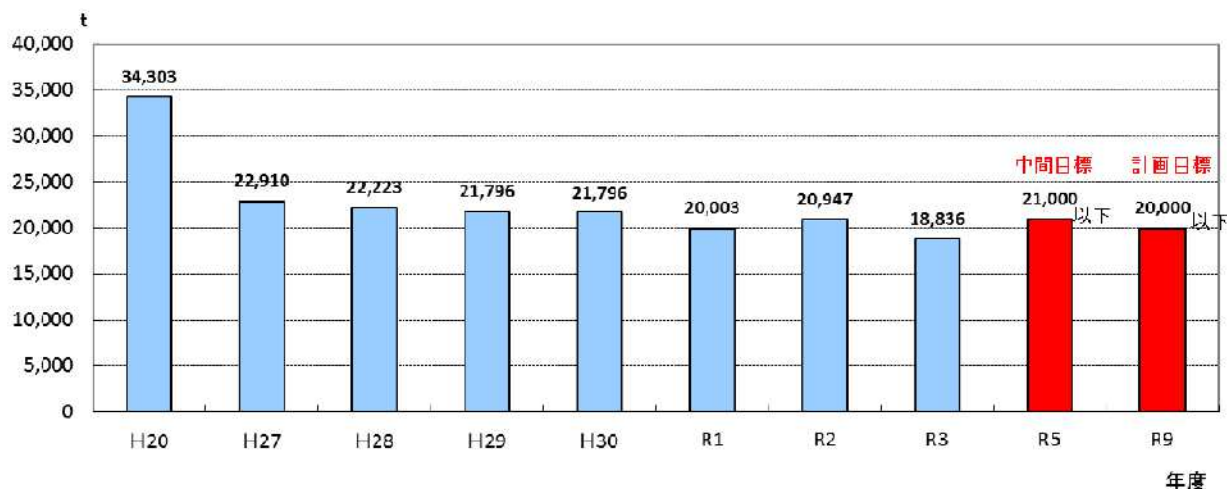
令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、外出自粛やテレワークの普及、飲食店等の利用の自粛、営業時間短縮などの社会活動の急激な変化により、家庭系ごみが増加する一方で事業系ごみは減少するといった、ごみ排出動向に大きな変化が生じました。

令和3年度は、家庭系ごみが減少に転じた一方で、事業系ごみは微増となりましたが、これは流行の終息が見通せない中、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けているものと推測されます。

数値目標 最終処分量

平成29年度 21,796 t 令和9年度 20,000 t以下

ごみの減量化及び清掃工場における処理後残さの有効活用(溶融スラグの有効活用等)による減量化の指標として「最終処分量」を目標項目として設定します。



令和3年度実績量 18,836 t (計画量: 21,273 t)

令和2年度実績量 20,947 t

令和3年度の最終処分量は、18,836 tとなりました。

令和2年度から2,111 tの減少となり、令和3年度計画量に対し2,437 t下回りました。

これは、家庭系ごみの排出量が前年度に比べて減少したことに加えて、溶融スラグの有効利用により、最終処分量が減少したものと推測されます。

溶融スラグとは、市内で発生した一般廃棄物と北清掃工場の焼却灰をおおむね1,200度以上の高温で溶融した後、冷却固化して得られるガラス質の固化物です。

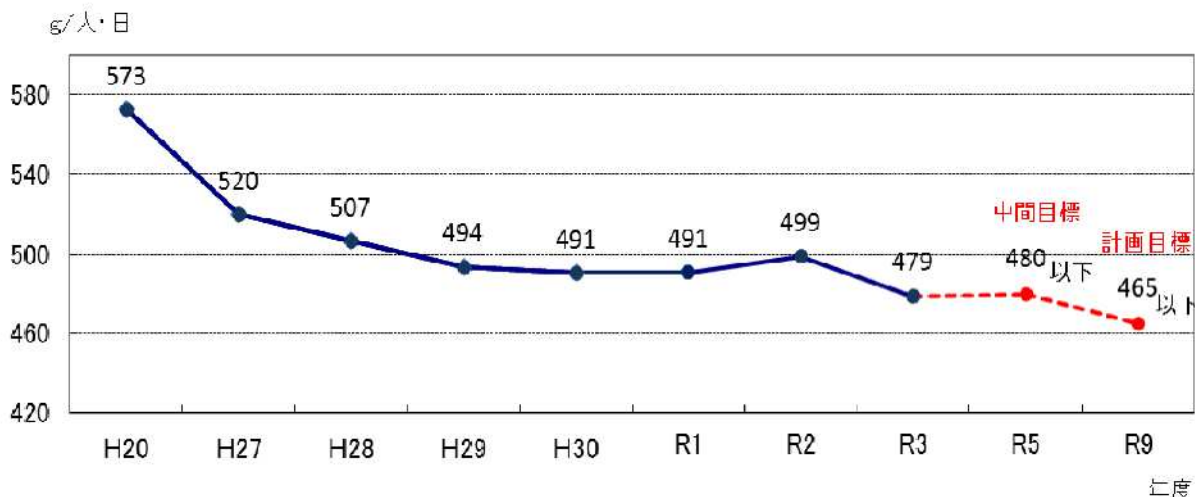
生産した溶融スラグは、最終処分場において覆土や土堰堤の基礎として使用される他、市が発注する公共工事等に有効利用されています。

サブ指標 市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源を除く。）

平成29年度 494 g/人・日 令和9年度 465 g/人・日以下

総排出量に含まれる効果指標のうち家庭系ごみの減量化・資源化の指標として「市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源を除く。）」をサブ指標として設定します。

【算出式】(一般ごみ+粗大ごみ)÷人口÷365日(うるう年の場合は366日)



令和3年度実績量 479 g/人・日 (計画量: 485 g/人・日)

令和2年度実績量 499 g/人・日

令和3年度の市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、479 g/人・日となりました。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症への対策として外出自粛やテレワークによる在宅時間の増加等によって、家庭系ごみ排出量が増加しましたが、令和3年度は再び減少に転じました。これは、外出自粛等が全体的に減少するなど、在宅時間が減少したことや、巣ごもり需要としての一時的な消費が縮小したこと等により、家庭系ごみの排出量が減少したものと推測されます。

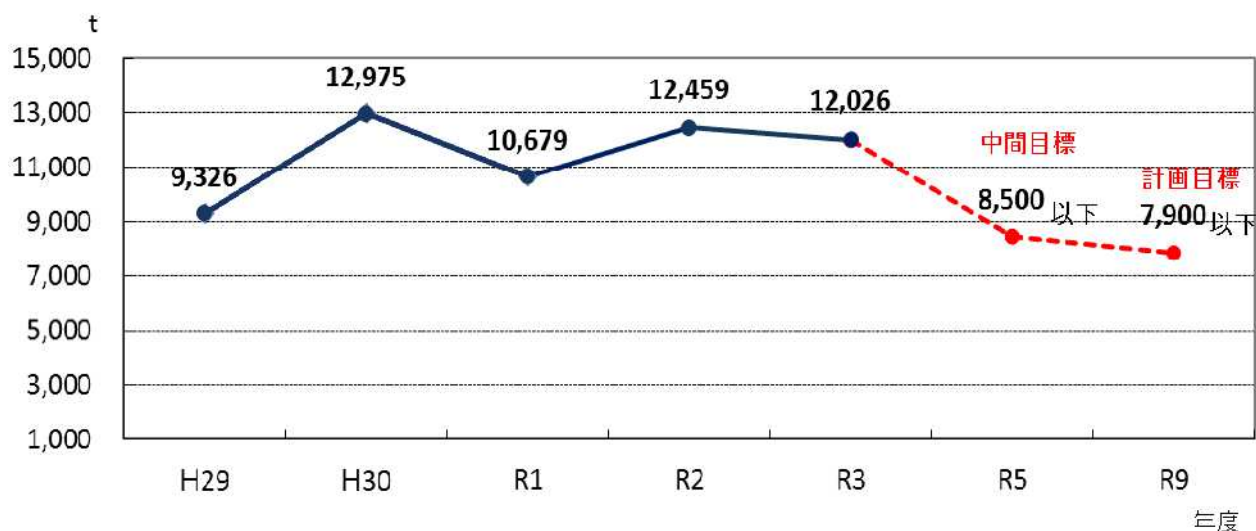
引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を考慮しながら、啓発事業を展開することで、家庭系ごみの減量化を図ってまいります。

サブ指標 食品ロス排出量

平成29年度9,326 t 令和9年度7,900 t以下

総排出量に含まれる効果指標のうち家庭系ごみの減量化・資源化の指標として「食品ロス排出量」をサブ指標として設定します。

【算出式】一般ごみ×家庭ごみの組成分析調査における食品ロス割合



令和3年度実績量 12,026 t (計画量: 8,832 t)

令和2年度実績量 12,459 t

令和3年度はごみ組成分析調査を実施していないため、令和3年度食品ロス排出量は、令和2年度に実施したごみ組成分析調査の食品ロス発生割合をもとに算出しています。

令和3年度の食品ロス排出量は、12,026 tとなりました。食べ残しが約8,573 t、手付かず食品が3,453 t発生していると推測されます。

令和2年度には食べ残しが8,883 t、手付かず食品が3,576 t発生していると推測されており、令和3年度は食べ残しが310 t減少、手付かず食品が123 t減少していることとなります。

引き続き、食材有効活用につながる「リメイクレシピ」や「食材使い切りレシピ」の充実を図る等、食品ロス削減のための啓発事業に取り組むとともに、フードドライブを推進するなど、食品ロス削減に取り組んでまいります。

サブ指標 事業系ごみ排出量

平成29年度56,491t 令和9年度54,000t以下

ごみ総排出量に含まれる効果指標のうち事業系ごみの減量化・資源化の指標として「事業系ごみ排出量」をサブ指標として設定します。



令和3年度実績量 52,528t (計画量: 54,432t)

令和2年度実績量 52,300t

令和3年度の事業系ごみ排出量は、52,528tとなりました。令和2年度から228tの微増となっています。

令和3年度も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う外出自粛やイベント等の開催制限、飲食店等の営業時間の短縮などの事業活動の変化が続き、事業系ごみ減少の影響が出ているものと推測されます。

令和3年度の実績値は、令和9年度の計画目標値を下回っていますが、これは令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響による特異値と考えられます。令和4年度の事業系ごみ排出量は、増えることも予想されることから、引き続き、事業系ごみの削減に取り組んでまいります。

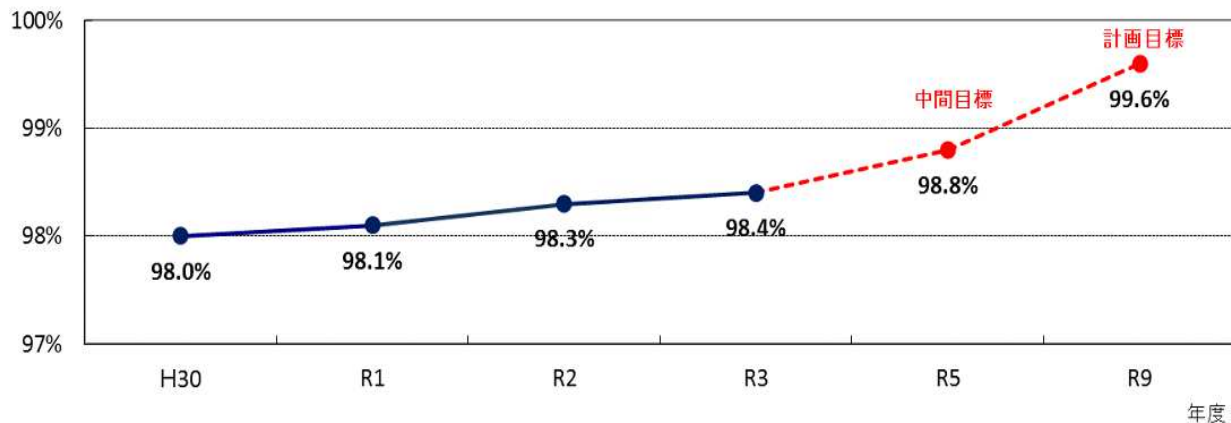
(2) 生活排水処理における数値目標

数値目標 生活排水処理率

平成29年度97.7% 令和9年度99.6%以上

下水道整備や高度処理型合併浄化槽等による生活排水の適正処理状況を把握する「生活排水処理率」を数値目標として設定します。

【算出式】
$$\frac{\text{公共下水道処理人口} + \text{合併処理浄化槽人口} + \text{農業集落排水処理人口}}{\text{住民基本台帳人口}} \times 100$$



令和3年度実績値 98.4%

令和2年度実績値 98.3%

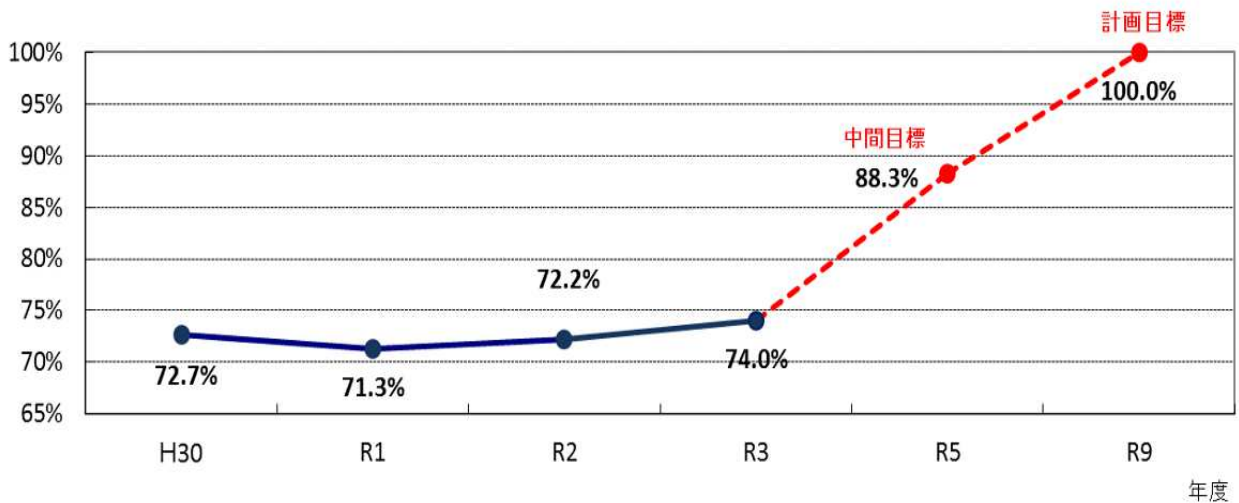
令和3年度生活排水処理率は、98.4%となりました。
令和2年度から0.1ポイントの増加となっています。

サブ指標 ダム集水区域の公共下水道整備率

平成29年度70.7% 令和9年度100%

ダム集水区域における生活排水の適正処理の推進状況を把握するため、「ダム集水区域の公共下水道整備率」をサブ指標として設定します。（ダム集水区域では、公共下水道の整備区域の他に、浄化槽整備区域があり、それぞれ、公共下水道整備と高度処理型合併浄化槽の設置を推進しています。）

【算出式】
$$\frac{\text{公共下水道処理人口}}{\text{住民基本台帳人口} - \text{高度処理型合併浄化槽人口} - \text{農業集落排水処理人口}} \times 100$$



令和3年度実績値 74.0%

令和2年度実績値 72.2%

令和3年度ダム集水区域の公共下水道整備率は、74.0%となりました。
令和2年度から1.8ポイントの増加となっています。

3 令和3年度の取組（ごみ処理）

取組の柱 ごみの更なる削減

令和3年度ごみ総排出量は、第3次計画の基準年度である平成29年度の22.7万トンに対し、約3.7%削減された。ウィズコロナも2年目に突入し、感染対策を行いながらも、少しずつ市民の日常が戻り始めていることが、各排出量から推測できる。

ごみを減量化・資源化していくためには、「ごみを発生させない」という視点から市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしていく必要がある。

今後、循環型社会への移行を加速するため、これまでの「4R」を更に推し進めたライフスタイルやビジネススタイルの定着を目指す。

基本施策1 家庭系ごみの減量化・資源化

家庭系ごみの排出量は減少してきているものの、市が毎年実施しているごみ質測定調査では、家庭から排出されたごみの29.3%（約3.9万トン）は、資源化が可能な紙やプラ製容器包装であることが明らかになっている。この資源を分別することにより更なるごみの減量化が可能である。

また、食べられるのに捨てられる食品、いわゆる食品ロスがごみ全体の10.1%（約1.2万トン）を占めており、生ごみの減量化・資源化と併せて食品ロスの対策など、更なる取組を進める。

実施事業1 生ごみ・食品ロスの削減

食品ロス削減のPR活動

食品ロス削減のための講座の開催

「水切り」の促進

(事業内容)

- ・生ごみ・食品ロスの削減について市内小売店の利用客へのPRを検討する。
- ・市内飲食店を訪問し、利用客へ食べきりの呼びかけについて検討する。
- ・食育に関連したイベント等に出展し、生ごみ・食品ロスの削減についてのPRを検討する。
- ・生ごみの4Rに関する講座(夏休みの小学生を対象としたエコクッキング教室や、一般市民を対象としたダンボールコンポスト講習会等)の開催を検討する。
- ・外部講師を招致した生ごみの4Rに関する講演会または食品ロス削減に関する講演会について、オンライン講演会、事前撮影動画の視聴会等の開催を検討する。
- ・生ごみの4Rに関する講習会等を開催する市民や学校からの要望に応じて、生ごみ4Rアドバイザーを派遣する。
- ・生ごみの4Rに関する活動に取り組む団体等への補助金交付による支援を行う。
- ・市内大学等と連携して、食品ロス削減についてのPR活動を行う。

令和3年度取組

生ごみ・食品ロスの削減に向けた取り組みを進めた。

4Rに関する講演会
株式会社フードエコロジーセンター 高橋代表取締役を講師に招き、さがみはらチャンネル内でオンライン講演会の動画を公開した。

生ごみ4Rアドバイザー派遣
派遣回数：1回(2名)
広報紙による啓発
広報さがみはら(10月15日号)に食品ロス削減に関する記事及びリメイクレシビを掲載した。

飲食店キャンペーン(中止)
歓送迎会や忘年会の時期に飲食店を訪問し、利用客に食品ロスの現状説明や食べきりの励行を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

イベントでの啓発(中止)
各種イベントでのパネル展示やゲームによる啓発を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

講座開催(中止)
小学生と保護者を対象とした「夏休みエコクッキング教室」、ダンボールコンポスト講習会、生ごみ4R相談会を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。



カンメタルオレンジ

生ごみ処理容器の利用促進	
(事業内容) ・ 広報紙への掲載等による制度の周知を実施する。 ・ 申請方法の簡素化のために申請様式等の変更を検討する。	
令和3年度取組	次のとおり生ごみ処理容器の購入者に助成金を交付した。 なお、予算の上限に達したため、7月に申請の受付を停止した。 対象容器：家庭用の2,000円を超える生ごみを堆肥化・減量化する容器 対象者：市内に居住し、容器を適正に維持管理できる者 助成額：1台につき購入金額の2分の1以内(100円未満切捨て) 限度額30,000円(1世帯につき1台まで、コンポスト化容器は2台まで) 助成台数：電動処理機 111台 コンポスト 58台
市内の循環に向けたフードドライブの推進	
(事業内容) ・ フードドライブの常設窓口増設の検討、各イベントの開催及び出展時におけるフードドライブの実施を継続し、回収した食品を市内フードバンクに提供する。	
令和3年度取組	次のとおりフードドライブを実施した。 常時受入(令和元年10月より実施) 受付場所：市役所本庁舎(資源循環推進課事務室) 橋本台リサイクルスクエア、 麻溝台リサイクルスクエア、津久井クリーンセンター(令和3年1月より実施) 令和3年度実績 受入件数：1,830件 受入重量：約2,606kg 回収した食品はフードバンクへ提供するとともに、子ども・若者未来局が主催する市内在住・在学の大学生に対する食材支援や、子育て家庭を対象とした食材支援事業にも提供した。 令和3年度実績 フードバンク 提供数量：1,740点 総重量：約2,197kg 学生支援 提供数量：1,148点 総重量：約233kg 子育て支援 提供数量：800点 総重量：176kg
他都市との連携による食品ロス削減に向けた取組	
(事業内容) ・ 九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会や全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会、神奈川県ごみ処理広域化推進会議、フードバンクかながわ等を通じて、他自治体と連携した取組を展開する。	
令和3年度取組	九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会が作成した食品ロス削減に関する啓発動画を、橋本台・麻溝台リサイクルスクエアにおいて放映した。

実施事業2 過剰包装やレジ袋等の削減

<p>マイバッグ、マイ箸、マイボトル等の利用促進 マイバッグ・マイボトル利用時の割引やポイント付与等、事業者への働きかけの強化 レジ袋削減や簡易包装導入など、事業者への働きかけの強化</p>	
<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグ、マイ箸、マイボトルの利用促進について、「ごみと資源の日程・出し方」への掲載や、駅頭キャンペーン等啓発を検討する。 ・市が実施するイベントと合わせた新たなマイバッグ、マイ箸、マイボトルの利用促進方法を検討する。 ・レジ袋のさらなる削減を目的とした取組(呼びかけ等)を行っている店舗を対象とした「相模原市レジ袋削減協力店」の登録数を増やすとともに、レジ袋削減を目的とした市と相模原市レジ袋削減協力店との協働事業の実施に向けた取組を進める。 	
<p>令和3年度 取組</p>	<p>プラスチックごみが環境に与える影響やマイボトル・マイバッグの利用について、市ホームページに掲載し、周知を行った。</p> <p>マイ箸、マイボトルの利用促進について、「ごみと資源の日程・出し方」に掲載した。</p>
<p>不法投棄されたプラスチック等の環境への影響に関する情報提供</p>	
<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックごみが環境に与える影響について市ホームページ等を通じて周知する。また、中食が増加している背景にも触れ、ワンウェイプラスチックの分別徹底について周知啓発を行う。 	
<p>令和3年度 取組</p>	<p>プラスチックごみが環境に与える影響やマイボトル・マイバッグの利用について、市ホームページに掲載し、周知を行った。</p> <p>マイ箸、マイボトルの利用促進について、「ごみと資源の日程・出し方」に掲載した。</p>



ペットイエロー

実施事業3 ごみの資源化の拡大

「集団資源回収」のPRの強化及び実施団体の支援

(事業内容)

- ・地域における各種団体の自主的な資源回収を促進し、ごみの減量化と資源の有効利用を推進するため、実施団体に奨励金を交付して支援する。

令和3年度取組

子ども会など地域の団体が自主的に行う資源回収活動に対して奨励金を交付した。
 実施団体：260 団体
 回収量：3,087 t
 奨励金額：7 円 / kg

使用済小型家電回収ボックスの効果的な設置の検討

(事業内容)

- ・より多くの使用済小型家電を資源化できるよう回収ボックスの効果的な設置場所について検討する。

令和3年度取組

令和3年度は2箇所の回収ボックスの撤去を行った。
 回収ボックス設置場所：23 箇所
 緑 区：緑区合同庁舎・橋本台リサイクルスクエア・北清掃工場・北部粗大ごみ受入施設・津久井クリーンセンター・城山総合事務所・津久井総合事務所・相模湖総合事務所・藤野総合事務所・ノジマ NEW 城山店・イオン橋本店
 中央区：相模原市役所本庁舎・田名まちづくりセンター・上溝まちづくりセンター・ノジマ相模原本店
 南 区：南区合同庁舎・麻溝台リサイクルスクエア・南清掃工場・南部粗大ごみ受入施設・相模台まちづくりセンター・相武台まちづくりセンター・東林まちづくりセンター・イオン相模原店

【回収実績】

(単位：kg)

	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度
携帯電話・スマートフォン	978	985	1,116	1,106
小型家電	50,200	58,711	67,006	61,819
コード類	14,619	15,675	12,765	13,236
パソコン	50,553	56,368	64,440	52,331
合計	116,350	131,739	145,327	128,492

家庭から排出される剪定枝を新たな資源品目とすることの検討	
<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭から排出されている剪定枝は一般ごみ若しくは粗大ごみとして処分しているが、新たな資源品目とできるか費用対効果等の総合的な観点から検討する。 	
令和3年度 取組	<p>家庭から排出された剪定枝は、南北清掃工場でバイオマス燃料として活用し、熱回収後、発電を行い余剰電力を売電した。</p> <p>さらに、「木質バイオマス」として新たな資源品目とするため、先進自治体への視察を行った。</p>
新たな資源化に関する調査研究 ごみの資源化の拡大に向けたポイント制度や割引制度導入に向けた調査研究	
<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭系ごみ(資源を除く。)の減量化・資源化を推進するため、国が取り組んでいる紙おむつなど新たな資源化について調査研究を行う。 他市でのポイント制度や割引制度導入の実績等の調査を行う。 	
令和3年度 取組	<p>国が取り組んでいる紙おむつの資源化の動向について、調査研究を行うとともに、小売業者等で行っている資源受入れの際のポイント付与等の動きについて調査を行った。</p>
「拡大生産者責任」の考え方に基づく制度拡充に関する国、事業者等への働きかけ 事業者による容器、包装材等の回収・資源化の取組の促進	
<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、全国都市清掃会議等を通して国や事業者に対し、「拡大生産者責任」の考え方に基づき、制度の拡充について働きかけを行う。 	
令和3年度 取組	<p>全国都市清掃会議を通して、国に対して容器包装以外のプラスチック製廃棄物について、容器包装と同様に資源化が図られるよう法制度の見直しを要望した。</p>

実施事業4 リユースの促進

転居の際に排出される家具等のリユースの促進 ○橋本台・麻溝台リサイクルスクエアでのリユース家具の譲渡の継続													
(事業内容) ・転居の際に排出される家具等のリユースについて、他都市や大学での取組を調査し、本市における仕組みづくりについて検討する。													
令和3年度取組	橋本台・麻溝台リサイクルスクエアにおいて、粗大ごみとして排出された家具類を清掃・修理して抽選で市民に譲渡した。 令和3年5月から令和4年3月までは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">橋本台リサイクルスクエア</th> <th style="text-align: center;">麻溝台リサイクルスクエア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>来場者数</td> <td style="text-align: center;">1,033人</td> <td style="text-align: center;">852人</td> </tr> <tr> <td>リユース家具の展示品数</td> <td style="text-align: center;">80点</td> <td style="text-align: center;">60点</td> </tr> <tr> <td>リユース家具の応募総数</td> <td style="text-align: center;">730件(平均倍率約9倍)</td> <td style="text-align: center;">494件(平均倍率約8倍)</td> </tr> </tbody> </table>		橋本台リサイクルスクエア	麻溝台リサイクルスクエア	来場者数	1,033人	852人	リユース家具の展示品数	80点	60点	リユース家具の応募総数	730件(平均倍率約9倍)	494件(平均倍率約8倍)
		橋本台リサイクルスクエア	麻溝台リサイクルスクエア										
	来場者数	1,033人	852人										
リユース家具の展示品数	80点	60点											
リユース家具の応募総数	730件(平均倍率約9倍)	494件(平均倍率約8倍)											
リサイクルスクエアにおける情報発信の強化													
(事業内容) ・ごみの減量化・資源化に関する展示・映像放映を継続し拡充する。													
令和3年度取組	橋本台・麻溝台リサイクルスクエアにおいて、4R関連の展示コーナーを設けるとともに、ごみの減量等に関する動画及び九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会で作成した食品ロス削減に関する啓発動画を放映し、ごみの減量化・資源化の意識啓発を行った。												
フリーマーケットやリサイクルフェア等のイベントにおける4RのPRの推進													
(事業内容) ・市民の4R意識の醸成を目的としたイベント等の取組について実施を検討する。													
令和3年度取組	相模原市リサイクルフェア2021は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。 また、リサイクルスクエアで予定していたフリーマーケットについても、まん延防止等重点措置の適用期間のため中止した。												
ウェブによるフリーマーケット等、民間事業者との連携によるリユース促進策の検討													
(事業内容) ・他都市事例を調査し、本市における実施の可能性を検討する。													
令和3年度取組	他都市の事例についてホームページ等の調査を行った。												

実施事業5 4Rに関する情報発信や環境教育の推進

**ごみ排出ルールの周知・啓発
ごみ・資源集積場所のルールの徹底**

(事業内容)

- ・新型コロナウイルスに感染の恐れのある家庭系ごみの排出方法を含め、さまざまな媒体やイベント等の機会を通じた、ごみの排出ルールの周知・啓発を検討する。
- ・民間イベントへの出店等、幅広い機会を捉えた啓発活動を検討する。
- ・ごみ・資源集積場所における早朝啓発について、感染症対策を検討し、実施する。

令和3年度取組

家庭から排出されるごみ・資源の分別方法や排出方法、収集曜日を詳しく説明した冊子「ごみと資源の日程・出し方」及び「ごみと資源の日程・出し方外国語版」(英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、クメール語()、タイ語()、ベトナム語())を市内転入者や希望者への配布、市ホームページへの掲載を行った。

(市ホームページへの掲載のみ)

また、分別サイトや分別アプリ、ツイッターやラインアカウントを活用したSNSでの情報発信により、ごみの排出ルールについて広く周知・啓発に努めた。

各種イベントへの出展等については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

**継続的な環境教育の推進
学校や企業への出前講座の拡大
若い世代を対象としたワークショップ等の実施**

(事業内容)

- ・小学校における出前講座を継続して実施する。
- ・自治会、公民館等における相談会を実施する。
- ・企業等における出前講座について検討する。
- ・ワークショップの開催に向けて検討する。

令和3年度取組

小学校等における出前講座の実施により、ごみの減量化・資源化についての意識啓発を図った。

	参加者	回数
小学校出前講座	5,213人	65校
保育園・幼稚園出前講座	2,372人	23園
その他出前講座	10人	1回

**不動産業者、大学等との連携によるごみ排出ルールの情報提供
外国人に対するごみ排出ルールの周知・啓発**

(事業内容)

- ・不動産業者を通じた「ごみと資源の日程・出し方」の市民への配布、大学におけるごみの減量化・資源化に関するキャンペーンを継続する。
- ・外国語版啓発冊子の配布を継続する。

令和3年度取組

外国人に対するごみ排出ルール周知の一環として、「ごみと資源の日程・出し方」冊子の外国版(5か国語)を配布するとともに、8か国語について市ホームページに掲載した。

ごみ分別アプリ、市ホームページ、動画等の電子媒体を活用した情報発信の推進 不用品の情報交換ができる民間の電子掲示板等との連携の検討	
<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SNS 等を用いた情報発信を継続する。 ・ 民間事業者等との連携について、他都市事例を調査し、本市における実施の可能性を検討する。 	
令和3年度 取組	<p>ごみ分別アプリ、市ホームページでの情報提供を行うとともに、SNS (ツイッター) でその日に関連するごみの分別の方法等を「毎日シゲンジャー」として発信した。</p> <p>また、ライン公式アカウントの「自動応答メッセージ機能」を活用し、ごみの分別方法の案内や情報発信を行った。</p>
環境に配慮した消費活動に関する情報の提供	
<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レジ袋の使用抑制や賞味期限・消費期限の理解に基づく適切な商品選択などの消費行動における環境配慮及びごみの減量化・資源化について、啓発イベントの実施や SNS の活用などを通じた市民への情報提供について検討する。 	
令和3年度 取組	<p>市ホームページや SNS (ツイッター) において、マイバッグの持参や食品ロスの削減など、環境に配慮した消費活動に関する情報提供を行った。</p>

実施事業 6 ごみ処理手数料の在り方の調査研究

ごみ処理手数料の適正な在り方の検討 一般ごみの処理の有料化に関する他自治体の動向の調査研究	
<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ処理手数料全体の適正な在り方や他自治体の動向を調査研究するとともに、一般ごみの排出量が増加する場合などを想定し、引き続き、一般ごみの処理の有料化について検討する。 	
令和3年度 取組	<p>次期改定に向けた準備のため、令和3年度処理原価の算出をし、手数料改定を行う予定の他市と情報交換を行った。</p> <p>一般ごみの処理の有料化を行っている他市の状況の調査研究を行った。</p>

基本施策 2 事業系ごみの減量化・資源化

事業系ごみの排出量は、一般的に経済状況等の外的な要因に影響される傾向がある。

平成 28 年度に実施した事業系一般廃棄物組成分析調査では、一般ごみに資源化可能物が 11.5% (約 0.6 万トン)、廃プラスチック類、金属くず等、本来、産業廃棄物として処理する必要があるものが 19.5% (約 1.0 万トン) 含まれていることから、分別や適正排出を推進することにより、ごみの減量化・資源化が可能である。

また、事業系ごみでは生ごみの排出量が全体の 41.3% (約 2.2 万トン) と大きな割合を占めることから、家庭系ごみ対策と同様に生ごみや食品ロスの削減の取組が重要である。

あわせて、新たな資源化に関する調査研究を進める。

実施事業 1 生ごみ・食品ロスの削減

公共施設における食品廃棄物削減の推進 学校給食で発生する残さの減量化・資源化の推進	
(事業内容) ・各公共施設への食品ロス削減に係るポスターの配布及び食品ロス削減月間に合わせて、食品ロスの削減について協力を求める庁内放送を実施するなどの啓発活動を行う。 ・給食の食べ残し量等の実態把握に努め、残さの減量化・資源化の推進に向けて検討する。	
令和 3 年度 取組	商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」の呼びかけを行うため、相模原市職員生活協同組合売店と市役所庁舎に、啓発ポスターの掲示を行った。また、同売店の生鮮品関係食品棚へ啓発ポップの掲示を行った。 公共施設の食品ロス削減月間に合わせて、食品ロスの削減について協力を求める庁内放送を実施する等の啓発活動を実施した。
会食時における「3010 運動」の実施及び啓発 小盛りメニューや持ち帰り希望者への対応に関する働きかけ 生ごみ処理容器の利用促進	
(事業内容) ・飲食店にポスターの配布及び食品ロス削減の啓発を検討する。 ・事業系食品廃棄物の減量化・資源化を促進するため、関係機関と連携し、講習会等による周知・啓発を検討する。	
令和 3 年度 取組	中小事業者訪問指導時、飲食店については食品ロスに係るポスターを配布した。
フードバンク等との連携	
(事業内容) ・フードバンク実施団体との調整や食品を扱う事業者への状況調査等を行い、実施へ向け検討する。	
令和 3 年度 取組	業務継続計画の実施に伴い、調査研究に係る業務は中止した。

実施事業2 ごみの資源化の拡大

木くずや剪定枝の資源化の拡大
 剪定枝の受入先拡大の検討
 少量の資源でも排出できる仕組み（回収協力事業所等）の検討
 新たな資源化に関する調査研究

（事業内容）

- ・資源化するための木くずの積替え保管施設が市内に1か所のため、新たな受入先を確保できるよう検討を行う。
- ・事業系ごみへの資源化可能物の混入を防止するため、少量の資源を一般廃棄物収集と併せて収集する仕組みの検討を行う。

令和3年度
取組

公共施設および民間施設から発生する剪定枝について、5市町と協議の上、他市町の民間資源化施設への搬入を行い、資源化を図った。

学校給食で発生する残さの資源化の推進

（事業内容）

- ・学校給食の調理過程において発生する野菜くずや児童の食べ残しについて、市内民間資源化施設を活用し、資源の有効活用、資源化の推進を図る。

令和3年度
取組

飼料化可能な原料の排出が適正にできるよう、徹底した分別を行うことにより、小学校（17校）学校給食センター（1施設）で給食残さ飼料化事業を実施した。

事業実施校・施設

新磯小学校、大沢小学校、大沼小学校、大野小学校、大野北小学校、小山小学校、上鶴間小学校、作の口小学校、桜台小学校、清新小学校、相武台小学校、中央小学校、鶴園小学校、橋本小学校、富士見小学校、淵野辺小学校、谷口台小学校、上溝学校給食センター



ペーパーピンク

実施事業3 適正排出の推進

事業系ごみの搬入物検査の強化 事業系ごみのマニフェスト制度の導入 減量化等計画書に基づく多量排出事業者への指導の強化	
<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源化可能物や産業廃棄物等の清掃工場への搬入を防止するため、専任の検査員を配置し、搬入物検査機を使用した展開検査及びピット搬入の目視検査を実施しているが、さらに検査を強化する。 ・事業系一般廃棄物の適正排出を推進するため、種類と量を把握できるマニフェスト導入の検討を行う。 ・多量排出事業者のうち資源化率の低い事業者や排出量が多い事業者に、減量化・資源化・分別に関する指導を行う。 	
令和3年度取組	<p>搬入物検査の強化について、他自治体等の事例を研究するなど、強化に向けた課題の抽出を行った。</p> <p>多量排出事業者（建築物のうち事業の用に供する部分の延べ床面積が1,000平方メートル以上であるものを所有し、若しくは占有するもの、又は年間36トン以上の事業系一般廃棄物を本市のごみ処理施設へ搬入するもの）に対し、「減量化等計画書」の提出を依頼した。</p> <p>「減量化等計画書」(対象事業者): 1,216者、(提出事業者): 1,173者、 (回答率) 96.5%</p>
排出ルール徹底のための少量排出事業者に対する訪問指導の強化 ごみ・資源集積場所への事業系ごみの排出抑止	
<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小事業者に対し、地区別に戸別訪問を実施し、適正排出指導等を行うことにより、更なる適正排出等の促進を図る。 	
令和3年度取組	<p>中小事業者に対し、適正排出指導等を実施し、適正排出の促進を図った。</p> <p>中小事業者地区別訪問：3,989者（高根、鹿沼台、上溝、矢部、東林間、津久井地区、相模湖地区、藤野地区）</p> <p>苦情通報等対応：229者</p> <p>上記のうち、飲食店は539者</p>
共同排出事業の支援	
<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同排出事業の更なる促進を図るため、許可業者や商店街からの聞き取り等を行い、周知・啓発方法の調査研究を行う。 	
令和3年度取組	<p>対象地域の事業者などへ、事業内容の案内等を実施した。</p> <p>(業務継続計画の実施に伴い、積極的な活動については中止した。)</p>

実施事業4 4Rに関する情報発信

ごみ分別アプリ、市ホームページ、動画等の電子媒体による効果的な情報発信の推進						
(事業内容)						
・既存のSNS等を用いた情報発信の実施の検討を行う。						
令和3年度 取組	ごみ分別アプリ、市ホームページを用いた4Rに関する情報発信の実施について検討を行った。					
事業者の優良な取組の表彰 「エコショップ等認定制度」の見直し・充実 環境に負荷のかからない商品等の開発に関する情報発信						
(事業内容)						
・ごみの減量化・資源化に取り組む事業者等を認定するエコショップ等認定制度を周知するとともに、認定事業者の減量化等に関する優良な取組事例を市ホームページ等で周知する。 ・認定事業者への支援策について、エコショップ等の認定と、殿堂入りした事業者の表彰について検討を行う。						
令和3年度取組	令和3年度末で認定が満了となるエコオフィスの認定事業者(1者)について、事業者へ確認の結果、認定の更新は行わないこととなった。 令和3年度の新規認定はなし。 【認定状況】 (単位:者)					
		各年度新規認定者			令和3年度末認定数	
		R1年度	R2年度	R3年度	殿堂入り	認定合計
	エコショップ	0	0	0	29	29
	エコオフィス	1	1	0	41	54
	エコ商店街	0	0	0		0
	合計	1	1	0	70	83

実施事業5 ごみ処理手数料の在り方の調査研究

ごみ処理手数料の在り方や他自治体の動向の調査研究					
(事業内容)					
・ごみ処理手数料全体の適正な在り方や他自治体の動向を調査研究する。					
令和3年度 取組	次期改定に向けた準備のため、令和3年度処理原価の算出をし、手数料改定を行う予定の他市と情報交換を行った。				

取組の柱 **ごみの適正な処理**

安全で、安心して暮らすことのできる生活環境を維持するためには、ごみの排出から収集・運搬・処分に至るあらゆる段階において適切な対応が必要であることから、廃棄物の種類や排出方法に応じて適正に処理するとともに、環境負荷の低減に努める。

基本施策 1 **ごみ処理体制の整備**

ごみを適正に処理していくためには、清掃工場や最終処分場などの整備・改修を計画的に進めていく必要がある。施設の耐用年数やごみの排出状況などを踏まえた長寿命化計画の策定など、計画的な整備を進める。

また、清掃工場では、ごみの焼却によって発生する熱エネルギーを利用した発電を行うとともに、焼却の段階で金属等の資源を回収し、焼却灰もスラグ化して再生利用を行っており、今後も引き続き、エネルギーや資源の有効活用を図る。

ごみの収集・運搬に当たっては、経済性・効率性を考慮するとともに環境負荷の低減に配慮することが必要である。ごみ収集車については、引き続き、低公害車を導入するとともに、市民サービスの向上に向け、収集運搬体制の見直しを進める。

あわせて、ごみ出しが困難な方への支援について、福祉分野等と連携しながら対応を進めるとともに、亡くなった方の遺品整理に伴い発生したごみや火災などの災害時に発生する「罹災ごみ」の収集運搬体制について、実情を踏まえた方策を検討する。

実施事業 1 **一般廃棄物処理施設の整備**

最終処分場第 2 期整備地かさ上げ工事の推進 最終処分場の計画的な整備	
(事業内容) ・現在供用中の一般廃棄物最終処分場第 2 期整備地について、当初計画のとおり埋立容量を確保するため、貯留構造物を整備するとともに、次期一般廃棄物最終処分場の整備に向けた取組を進める。	
令和 3 年度取組	<p>一般廃棄物最終処分場第 2 期整備地かさ上げに向けて、周辺環境への影響を調査した。また、周辺における猛禽類の生息状況を調査した。</p> <p>次期一般廃棄物最終処分場の整備に向け、基本構想を策定した。また、候補地の選定について審議会に諮り、令和 4 年 3 月に 4 箇所の候補地（緑区根小屋、南区麻溝台（各 2 箇所））を選定する旨の答申を受けた。</p>
清掃工場の計画的な整備等	
(事業内容) ・南清掃工場の長寿命化及び北清掃工場の建替整備に向けた取組を進める。	
令和 3 年度取組	<p>北清掃工場について、施設全体の老朽化が見込まれるため、建替え整備の検討を行った。</p> <p>南清掃工場について、長寿命化を図るため、基幹的設備等の改良工事に向けた検討を進めた。</p>

実施事業2 エネルギーや資源の有効活用

清掃工場のごみ焼却により発生する熱エネルギーの有効活用

(事業内容)

- ・効率よく発電を行い、場内や清掃関連施設に電気の供給と他施設に蒸気を供給するとともに、余剰電力を売電するなど、エネルギーの有効活用を推進する。

令和3年度取組

各清掃工場の発電量等は次のとおりとなった。

	南清掃工場	北清掃工場
発電量 (kWh)	57,534,280	18,848,991
売電量 (kWh)	27,865,104	8,597,716
売電金額 (円)	376,142,251	74,792,938
蒸気供給量 (t)	14,802	4,682
蒸気供給先	市民健康文化センター サカノタグリーンハウス (温室)	LCA国際小学校北の丘センター

ごみ処理の過程で生成される溶融スラグの有効活用

(事業内容)

- ・道路用資材等への利用を推進することで、最終処分場の埋立量を減らし、延命化を図る。

令和3年度取組

JIS認証の維持を図った。
市公共工事において、アスファルト骨材として利用した。
最終処分場の遮水シート保護土及び覆土の一部代替として有効利用を図った。
スラグ有効利用量：約 4,200 t

実施事業3 収集運搬体制等の整備

ごみ出しが困難な方への対応の検討

(事業内容)

- ・既存事業や介護保険制度等を利用することができない方の実態把握やニーズを調査する。

令和3年度取組

他市が行っている施策について調査研究を行った。

「罹災ごみ」や「遺品整理ごみ」の収集運搬に係る取扱いの検討

(事業内容)

- ・令和2年10月に開始した家庭系臨時ごみ制度について、実態把握を行い、必要に応じて改善する。

令和3年度取組

「家庭系臨時ごみ」の収集運搬許可制度を令和2年10月から実施し、制度運用における課題等の整理・解決を図った。
○許可業者数：40者 (令和4年3月末時点)

効率的な収集運搬体制の検討	
(事業内容) ・令和元年10月に委託エリアが拡大したことの効果の検証や、令和元年東日本台風の際の対応の検証を行う。	
令和3年度 取組	災害時応援協定を結んでいる県央地区廃棄物処理業協議会、相模原環境事業協同組合を含めて地震を想定した防災訓練を実施し、収集運搬協力体制の確認を行った。
「拡大生産者責任」の考え方に基づく制度拡充に関する国、事業者等への働きかけ(P15再掲)	
(事業内容) ・引き続き、全国都市清掃会議等の協議会等を通して国や事業者に対して「拡大生産者責任」の考え方に基づき、制度の拡充について働きかけを行う。	
令和3年度 取組	全国都市清掃会議を通して、国に対して容器包装以外のプラスチック製廃棄物について、容器包装と同様に資源化が図られるよう法制度の見直しを要望した。



パンピーレッド


基本施策 2 不適正処理防止対策

不法投棄については、パトロール、監視カメラの設置、市民との協働による不法投棄防止活動等により、減少傾向にあるが、津久井地域については、山間部の道路際などへの不法投棄が後を絶たない状況にある。

このことから、良好な生活環境や自然環境の保全を一層図る観点に立ち、不法投棄の多発箇所を中心に、引き続き不法投棄防止の取組を推進する必要がある。

また、ごみ・資源集積場所からの資源の持ち去り行為や許可なく不用品を回収する行為は、市民の分別意識を低下させるだけでなく、事業者によっては、安心・安全な生活を脅かす悪質な場合も考えられることから、今後も継続して厳正に対応する必要がある。

実施事業 1 不適正処理防止対策の推進

不法投棄防止パートナーシップ協定制度を活用した取組の促進	
<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ協定を締結した市民団体と協働し、散乱ごみの収集・市が設置する不法投棄監視カメラ並びに不法投棄防止フェンス周辺の草刈り及び花植え・不法投棄パトロール・その他不法投棄防止に有効な活動による不法投棄対策事業を実施する。 	
令和3年度取組	<p>パートナーシップ協定を締結した14市民団体と協働による不法投棄対策事業を実施した。</p> <p>【主な市民団体の活動内容】</p> <p>散乱ごみの収集 市が設置する不法投棄監視カメラ並びに不法投棄防止フェンス周辺の草刈り及び花植え 不法投棄防止パトロール その他不法投棄防止に有効な活動</p> <div style="text-align: center;">  </div>
津久井地域不法投棄防止協議会による不法投棄防止活動の促進	
<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの不法投棄を未然に防止し、良好な地域環境を保全するため、不法投棄多発箇所への監視カメラの設置、看板やバリケードを提供するとともに、地域事業に参加して事業展開する不法投棄撲滅キャンペーンなどの普及啓発事業及び、不法投棄物緊急撤去事業等を実施する。 	
令和3年度取組	<p>市民からの申請に基づき看板やバリケードを提供した。</p> <p>地域事業に参加して不法投棄撲滅キャンペーン等を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大予防の観点より実施を見送った。</p> <p>不法投棄物緊急撤去事業については新型コロナウイルス感染症の拡大予防の観点から役員会が実施できず、場所を選定できなかったため中止となった。</p>

**不法投棄防止パトロールの継続
監視カメラの設置等による不法投棄防止活動の継続**

(事業内容)

- ・不法投棄多発区域などへの監視カメラによる監視強化や、不法投棄防止啓発看板や不法投棄防止バリケードの活用、また、不法投棄防止パトロールを行うことにより不法投棄の防止を図る。

【監視カメラ設置状況】

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
設置数 (うち新設)	60台 (0台)	60台 (0台)	61台 (1台)	61台 (0台)	61台 (0台)

【巡回監視実施状況】

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
パトロール中の 不法投棄物の発見	119箇所	68箇所	58箇所	41箇所	16箇所
市民からの 通報箇所の調査	79箇所	87箇所	66箇所	68箇所	65箇所
合計	198箇所	155箇所	124箇所	109箇所	81箇所

【不法投棄回収量】

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
資源循環グループ 所管分	114 t	94 t	89 t	87 t	59 t
直営収集	82 t	68 t	69 t	65 t	42 t
委託収集	32 t	26 t	20 t	22 t	17 t
他部所管分	50 t	54 t	68 t	45 t	54 t
合計	164 t	148 t	157 t	132 t	113 t

令和3年度取組



実施事業2 持ち去り行為対策の推進

<p>パトロールの実施 近隣自治体や警察署との連携 GPSを活用した持ち去り古紙の追跡調査の実施</p>	
<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民通報を受けたごみ・資源集積場所へのパトロールと持ち去り行為者への指導を実施し、悪質な持ち去り行為者には、禁止命令書の交付、告発を行う。 ・所轄警察署と連携し、持ち去り行為者の情報共有等を行う。また、近隣自治体とも年2回の情報交換会議を行う。 ・関東製紙原料直納商工組合と協力してGPS機器を活用した持ち去り古紙の追跡調査を行う。 	
<p>令和3年度取組</p>	<p>市民からの持ち去り行為の通報は年間36件あり、市では環境事業所の職員や警察官OBによるパトロールを実施した。</p> <p>この結果、悪質な持ち去り行為者に対し、口頭注意4件を行った。</p> <p>(近隣の自治体8市による資源持ち去り情報交換会議については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した)</p>

実施事業3 不用品の違法回収対策の推進

<p>違法な不用品回収業者の指導 違法な不用品回収業者に関する市民への情報提供</p>													
<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報さがみはらに記事を掲載し、不用品回収業者を利用しないよう注意喚起を行う。 ・不用品回収業者の把握等を行う。 													
<p>令和3年度取組</p>	<p>令和4年2月15日付広報さがみはら(No.1475)に、不用品回収業者を利用しないよう啓発する記事を掲載し、注意喚起を行った。</p> <p>また、市民の方からの苦情通報や情報提供に基づき、パトロールを実施し、不用品回収業者と接触した場合には、必要な指導を行った。</p> <p>【不用品回収業者に関する苦情等対応状況】 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不用品回収業者に関する通報</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	不用品回収業者に関する通報	4	7	3	1	6
	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度								
不用品回収業者に関する通報	4	7	3	1	6								

取組の柱 ごみゼロに向けた協働の推進

市民・事業者・行政が協働で実施しているリサイクルフェアや各種キャンペーンなどの啓発事業については、市民の「4R」に関する意識の向上やまちの環境美化を担っており、家庭から排出される一般ごみの減少など、一定の成果を上げている。

今後も、市民・事業者・行政のそれぞれが自主的に啓発活動や美化活動を実施するとともに、連携を強化し、協働の輪を広げ、ごみを出さない環境づくりを進めて行く必要がある。

実施事業1 きれいなまちづくりの推進

<p>自治会、廃棄物減量等推進員を始めとした関係団体との連携強化 市民・事業者などによる環境美化活動の情報の発信 若い世代の美化活動への参加促進 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたイベント時の啓発活動の推進</p>	
<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きれいなまちづくりの日キャンペーンやまち美化・路上喫煙防止合同キャンペーン実施により、地域における清掃活動等の活性化を図ることを検討する。 ・相模原市美化運動推進協議会が実施している小中学生を対象とした美化ポスター・美化標語コンクールへの支援、保育園等におけるキャンペーンの実施に向けての調整を行う。 ・東京2020オリンピック自転車ロードレースや東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業における啓発活動については、契機を捉えた周知方法等の検討を行う。 	
<p>令和3年度取組</p>	<p>市民地域清掃 きれいなまちづくりの日に限定せず、各地域で実施日を決定して市民地域清掃を実施した。 実施自治会数：353自治会 相模原市美化運動推進協議会が実施している美化ポスター・美化標語コンクールを支援した。 美化ポスター応募作品数：813点（最優秀賞3点 優秀賞15点） 美化標語応募作品数：636点（最優秀賞3点 優秀賞6点） 各種キャンペーン（中止） きれいなまちづくりの日キャンペーン、まち美化・路上喫煙防止合同キャンペーン及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業における啓発活動については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。</p>
<p>良好な環境を保っているごみ・資源集積場所を対象とした表彰制度の検討</p>	
<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ・資源集積場所を良好な環境に保たれるよう、管理する団体や市民の方の意識を醸成する仕組み作りについての調査研究を行う。 	
<p>令和3年度取組</p>	<p>他市が行っているごみ・資源集積場所を対象とした表彰制度について調査研究を行った。</p>

一般ごみの夜間収集の継続	
(事業内容) ・駅前地区におけるまちの美観等を確保するとともに事業系ごみの適正排出を促進するため、駅前地区 10 か所での一般ごみの夜間収集を継続する。	
令和3年度 取組	平成15年から実施している駅前地区 10 か所における一般ごみの夜間収集を、継続して実施した。


実施事業2 生ごみ・食品ロスの削減

市内の循環に向けたフードドライブの推進 (P12 再掲) 会食時における「3010 運動」の実施及び啓発 (P19 再掲) フードバンク等との連携 (P19 再掲)	
(事業内容) ・フードドライブ受入窓口の常設及び各イベントの開催又は出展時のフードドライブ実施を継続し、回収した食品を市内フードバンクに提供する。 ・飲食店にポスターの配布及び食品ロス削減の啓発を行う。 ・フードバンク実施団体との調整や食品を扱う事業者への状況調査等を行い、実施へ向けた検討を行う。	
令和3年度 取組	次のとおりフードドライブを実施した。(P12 再掲) 常時受入(令和元年10月より実施) 受付場所:市役所本庁舎(資源循環推進課事務室)、橋本台リサイクルスクエア、 麻溝台リサイクルスクエア、津久井クリーンセンター(令和3年1月より実施) 令和3年度実績 受入件数:1,830件 受入重量:約2,606kg 回収した食品はフードバンクへ提供するとともに、子ども・若者未来局が主催する市内在住・在学の大学生に対する食材支援や、子育て家庭を対象とした食材支援事業にも提供した。 令和3年度実績 フードバンク 提供数量:1,740点 総重量:約2,197kg 学生支援 提供数量:1,148点 総重量:約233kg 子育て支援 提供数量:800点 総重量:176kg 中小事業者訪問指導時、飲食店については食品ロスに係るポスターを配布した。(P19 再掲) 業務継続計画の実施に伴い、調査研究に係る業務は、中止した。(P19 再掲)

実施事業3 ごみの資源化の拡大

<p>「集団資源回収」のPRの強化及び実施団体の支援（P14再掲） 事業者による容器、包装材等の回収・資源化の取組の促進（P15再掲）</p>	
<p>（事業内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における各種団体の自主的な資源回収を促進し、ごみの減量化と資源の有効利用を推進するため、実施団体に奨励金を交付して支援する。 ・引き続き、全国都市清掃会議等を通して国や事業者に対し、「拡大生産者責任」の考え方にに基づき、制度の拡充について働きかけを行う。 	
<p>令和3年度取組</p>	<p>子ども会など地域の団体が自主的に行う資源回収活動に対して奨励金を交付した。</p> <p>実施団体：260 団体 回収量：3,087 t 奨励金額：7 円 / kg</p> <p>全国都市清掃会議を通して、国に対して容器包装以外のプラスチック製廃棄物について、容器包装と同様に資源化が図られるよう法制度の見直しを要望した。</p>

実施事業4 不法投棄防止対策の推進

<p>不法投棄防止パートナーシップ協定制度を活用した取組の促進（P26再掲）</p>	
<p>（事業内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ協定を締結した市民団体と協働し、散乱ごみの収集・市が設置する不法投棄監視カメラ並びに不法投棄防止フェンス周辺の草刈り及び花植え・不法投棄パトロール・その他不法投棄防止に有効な活動による不法投棄対策事業を実施する。 	
<p>令和3年度取組</p>	<p>パートナーシップ協定を締結した14市民団体と協働による不法投棄対策事業を実施した。</p> <p>【主な市民団体の活動内容】</p> <p>散乱ごみの収集 市が設置する不法投棄監視カメラ並びに不法投棄防止フェンス周辺の草刈り及び花植え 不法投棄防止パトロール その他不法投棄防止に有効な活動</p> <div style="text-align: center;">  </div>

取組の柱 生活排水の適正な処理

下水道整備区域については、更なる公共下水道の整備や下水道への接続を促進するとともに、ダム集水区域の浄化槽整備区域については、高度処理型合併浄化槽の設置を推進する。

また、生活排水を適正に処理するため、浄化槽の維持管理の徹底について、啓発を推進する。

実施事業1 公共下水道の整備の推進

公共下水道の整備及び維持管理

(事業内容)

- ・公共下水道の整備及び適正な維持管理を行うことで、水源の汚濁防止と地域住民の生活環境の向上を図る。

令和3年度取組

ダム集水区域の下水道整備については、次のとおり実施した。

整備工事(概要)

- ・面積=16.1ha
- ・工事延長=4882.1m
- ・事業費=766百万円

また、維持管理においては、2ヶ月ごとに下水道施設のパトロールを行い、適切に施設修繕を実施した。

特にマンホールポンプは重要な施設であり、迅速な対応ができるよう、維持管理、保守点検及び修繕等を一元化し、機能を正常に保つと共に各機器の延命化を図るための委託契約を実施した。

適正な生活排水の処理についての周知・啓発

(事業内容)

- ・広報紙やイベントを通じて、下水道の仕組みを紹介し、正しい下水道の使い方について周知・啓発を行う。

令和3年度取組

普段目にする機会の少ない下水道事業の「見える化」を目的にInstagramによる情報発信を行うとともに、下水道事業への理解促進のキッカケづくりのため、「はやぶさ2」カプセルの帰還記念デザインマンホール蓋の色違いを製作及び設置した。年度末にはバンダイナムコグループ「ガンダムマンホールプロジェクト」より寄贈を受けたガンダムマンホール蓋をお披露目し、下水道事業の普及啓発パネルとともに市内巡回展示を開始した。



【デザインマンホール蓋設置時の様子(淵野辺駅北口)】

実施事業2 高度処理型合併浄化槽の設置の推進及び合併処理浄化槽の普及促進

単独浄化槽等から合併処理浄化槽への転換の促進	
<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ダム下流域の公共下水道供用開始区域外において、単独処理浄化槽等を設置している管理者に対して、合併処理浄化槽への転換の啓発や補助制度に係る周知を図る。 	
令和3年度 取組	市ホームページにより、合併処理浄化槽への転換の啓発や補助制度に係る周知を実施した。
ダム集水区域の高度処理型合併浄化槽の設置の推進	
<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高度処理型浄化槽への転換を促進するための周知を図るとともに、市設置高度処理型浄化槽の設置における民間活力活用制度(工事店制度)のさらなる促進を図る。 	
令和3年度 取組	高度処理型浄化槽の設置の推進として次のとおり実施した。 高度処理型浄化槽の整備(市設置型): 85基
合併処理浄化槽の適正な維持管理に関する周知・啓発	
<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 浄化槽の清掃・点検の実施など適正な維持管理について広報紙や市ホームページ、リーフレット配布等により周知・啓発を図るとともに、管理状況に問題等を確認した場合には浄化槽管理者に改善指導を行う。 	
令和3年度 取組	<p>浄化槽の適正な維持管理について広報紙や市ホームページにより周知・啓発を図った。</p> <p>また、近隣からの苦情や法定検査の結果等により、管理状況に問題があった浄化槽管理者に対して改善指導を行った。</p> <p>なお、公共下水道への接続指導の際に、浄化槽使用者に対しリーフレットを配布し、浄化槽の適正な維持管理について周知を図った。</p>

適正な生活排水の処理についての周知・啓発（P32再掲）

（事業内容）

- ・広報紙やイベントを通じて、下水道の仕組みを紹介し、正しい下水道の使い方について周知・啓発を行う。

令和3年度取組

普段目にする機会の少ない下水道事業の「見える化」を目的にInstagramによる情報発信を行うとともに、下水道事業への理解促進のキッカケづくりのため、「はやぶさ2」カプセルの帰還記念デザインマンホール蓋の色違いを製作及び設置した。年度末にはバンダイナムコグループ「ガンダムマンホールプロジェクト」より寄贈を受けたガンダムマンホール蓋をお披露目し、下水道事業の普及啓発パネルとともに市内巡回展示を開始した。



【デザインマンホール蓋設置時の様子（淵野辺駅北口）】

実施事業3 生活排水対策の推進に向けた普及啓発や公共下水道への接続の促進

適正な生活排水の処理についての周知・啓発（P32再掲）

（事業内容）

- ・広報紙やイベントを通じて、下水道の仕組みを紹介し、正しい下水道の使い方について周知・啓発を行う。

令和3年度取組

普段目にする機会の少ない下水道事業の「見える化」を目的にInstagramによる情報発信を行うとともに、下水道事業への理解促進のキッカケづくりのため、「はやぶさ2」カプセルの帰還記念デザインマンホール蓋の色違いを製作及び設置した。年度末にはバンダイナムコグループ「ガンダムマンホールプロジェクト」より寄贈を受けたガンダムマンホール蓋をお披露目し、下水道事業の普及啓発パネルとともに市内巡回展示を開始した。



【デザインマンホール蓋設置時の様子（淵野辺駅北口）】

公共下水道への接続の促進

(事業内容)

- ・公共下水道が整備され、供用開始後 3 年を経過した家屋を対象に、通知・訪問による接続促進等を実施する。

令和3年度取組

公共下水道への接続義務期間(処理開始日から3年間)を経過した家屋等に対して、職員が定期的に戸別訪問し、公共下水道への接続を指導した。

【通知による指導実績】108件

【訪問指導実績】59 令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則ポスティングにより実施

これまでの訪問指導において確認している個々の事情等を精査し、指導対象の優先順位付けを行う事により、指導の効率化を図った。

実施事業4 合併処理浄化槽の適正な維持管理の促進

合併処理浄化槽の適正な維持管理に関する周知・啓発(P33再掲)

(事業内容)

- ・浄化槽の清掃・点検の実施など適正な維持管理について広報紙や市ホームページ、リーフレット配布等により周知・啓発を図るとともに、管理状況に問題等を確認した場合には浄化槽管理者に改善指導を行う。

令和3年度取組

浄化槽の適正な維持管理について広報紙や市ホームページにより周知・啓発を図った。

また、近隣からの苦情や法定検査の結果等により、管理状況に問題があった浄化槽管理者に対して改善指導を行った

なお、公共下水道への接続指導の際に、浄化槽使用者に対しリーフレットを配布し、浄化槽の適正な維持管理について周知を図った。



アブラブラウン

実施事業5 し尿・浄化槽汚泥等の効率的な収集運搬体制の構築

し尿・浄化槽汚泥等の効率的な収集運搬体制の構築 津久井地域における浄化槽清掃料金に対する助成の継続	
(事業内容)	
・旧相模原市の浄化槽清掃を許可制に移行することの検討を行う。	
令和3年度取組	<p>し尿・浄化槽汚泥収集箇所の減少等を踏まえ、引き続き効率的な収集運搬体制の検討及び収集コースの見直しを行った。また、津久井地域では、し尿については委託、浄化槽汚泥等については許可業者による現行の収集運搬体制を維持する。なお、市全体の収集運搬体制の適正な在り方については今後も検討を続ける。</p> <p>旧相模原市の区域と津久井地域の市民負担等の均衡を図り、浄化槽の適正な維持管理により水源地域の環境保全を図るため、引き続き、津久井地域の浄化槽管理者を対象に浄化槽清掃補助金を交付した。</p> <p>件数：6,171件 交付額：73,096,300円</p>

実施事業6 し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理

し尿処理施設の適正な維持管理															
(事業内容)															
・し尿及び浄化槽汚泥等を安全で安定的な処理を行うため、し尿処理施設の適正な維持管理を行う。															
令和3年度取組	<p>し尿・浄化槽汚泥等の処理量に応じた、省エネルギー化、効率的な施設運営を推進した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">区 分</th> <th style="width: 60%;">津久井クリーンセンター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稼働日数</td> <td style="text-align: center;">266日</td> </tr> <tr> <td>処 理 量</td> <td style="text-align: center;">27,267kl</td> </tr> <tr> <td> し尿</td> <td style="text-align: center;">2,539kl</td> </tr> <tr> <td> 浄化槽汚泥</td> <td style="text-align: center;">24,531kl</td> </tr> <tr> <td> ディスポーザ汚泥</td> <td style="text-align: center;">197kl</td> </tr> <tr> <td>1日あたり平均</td> <td style="text-align: center;">102.51kl</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	津久井クリーンセンター	稼働日数	266日	処 理 量	27,267kl	し尿	2,539kl	浄化槽汚泥	24,531kl	ディスポーザ汚泥	197kl	1日あたり平均	102.51kl
区 分	津久井クリーンセンター														
稼働日数	266日														
処 理 量	27,267kl														
し尿	2,539kl														
浄化槽汚泥	24,531kl														
ディスポーザ汚泥	197kl														
1日あたり平均	102.51kl														

取組の柱 大規模災害への備え

大規模災害時において、短期間に大量に発生する災害廃棄物の処理等を進める強靱な処理体制の構築を目指し、災害廃棄物等処理計画等を見直し、大規模災害への備えを計画的に進める。

基本施策 1 災害廃棄物等処理体制の整備

大規模災害時に災害廃棄物等を円滑に処理するために、市民・事業者・行政が協力し、平時から十分な対策を講じておく必要がある。

特に、避難所のごみやし尿を含む災害廃棄物等の処理を、適正かつ迅速に行うための処理体制の整備について検討を進める。

実施事業 1 災害廃棄物等の処理への備え

実施事業 2 「災害廃棄物等処理計画」及び「災害廃棄物等処理マニュアル」の見直し

実施事業 3 災害時のごみの排出方法等の広報

災害廃棄物等の処理方法等の検討

災害廃棄物等の排出ルールに基づく訓練の実施

災害時の情報収集及び情報共有手段の確保

仮置場の確保に向けた検討

災害廃棄物等の収集・処分体制の構築

災害時におけるごみ排出方法等の検討

災害時におけるごみ排出方法等の情報提供手段の検討

平時からの片付けごみの排出方法や仮置場での分別（コンクリート、木くず、金属くず等）に関する情報提供

（事業内容）

- 令和元年東日本台風に伴う災害廃棄物等の収集・処分体制、処理方法、排出方法及び、市民への排出方法の情報提供手段等に対する検証を行い、課題を抽出するとともに、解決に向けた検討を行い、災害廃棄物処理基本計画等に反映させていく。
- 災害廃棄物の排出ルールに基づく防災訓練の方法を検討する。
- 仮置場の速やかな設置の方法を検討する。
- 被災した場合に発生する災害廃棄物の排出方法等に関する事前の情報提供の方法について検討する。

令和3年度取組

平成28年度から災害時の連絡手段として専用回線が整備されたトランシーバを設置していたが、サービス終了予定の3G回線を使用していることから、安定した連絡手段を継続して確保するため、LTE回線が利用可能な新機種への切り替えを行った。

令和3年12月には、上記トランシーバの使用訓練も兼ねた災害廃棄物処理に関する防災訓練を行った。

なお、災害応援協定を結んでいる県央地区廃棄物処理業協議会、相模原環境事業協同組合にも参加していただき、災害廃棄物等処理協力体制の確認を行った。

基本施策 2 応援・受援体制の整備

大規模災害時に円滑に災害廃棄物等処理するためには、他自治体及び民間事業者等との協力や迅速かつ確実な情報共有が必要となる。

また、熊本地震などの教訓を生かし、支援側及び受援側の双方の観点から体制の整備を進める。

実施事業 1 他自治体との相互支援体制の強化

実施事業 2 民間事業者等との協力関係の強化

実施事業 3 ITをより活用した災害時の情報共有体制の強化

○他自治体との相互支援体制の強化
災害時の情報共有体制の強化
民間事業者等との協力体制の強化
情報端末を活用した被災状況の迅速な情報共有体制の整備

(事業内容)

- ・令和元年東日本台風の対応における課題の抽出、解決に向けた検討を行い、今後想定される災害に迅速に対応できるよう協定内容等を検証する。
- ・他自治体への災害派遣や民間事業者を含めた防災訓練等の機会を通じ、日頃からの情報交換や連携を図っていく。
- ・令和元年東日本台風での対応を踏まえ、情報端末を活用した被災状況の情報共有方法を検討する。
- ・防災訓練等の機会を通じて、情報共有体制の確認を行っていく。

令和3年度
取組

災害時応援協定を結んでいる県央地区廃棄物処理業協議会、相模原環境事業協同組合を含めて地震を想定した防災訓練を実施し、災害廃棄物等処理協力体制の確認を行った。



レモンちゃん

相模原市のごみ減量化及び資源化の啓発活動について

1. 概要

本市では平成23年度より「相模原ごみDE71大作戦」のキャッチコピーの下、家庭系・事業系ごみの減量化・資源化を推進するため、様々な啓発活動を実施している。

(「ごみDE71大作戦」…「ごみでない」と読む。「DE」は「Do it, Everybody! みんなでやろう!」の意味、「71」は平成22年当時の相模原市民71万人から取っている。相模原市民71万人と事業者が一丸となって「ごみを出さない」を意味している。)

2. 実施した啓発事業

ごみ減量啓発活動の実施

例年、自治会や公民館等地域において、子どもから高齢者にいたる幅広い年齢層を対象に啓発活動を実施していたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加を予定していたイベントが多数中止となり、参加者の特定を行える事業のみ実施した。

実施事業

ごみ・資源出前講座



ごみ・資源出前講座の様子

地域にお住まいの方に対して、「ごみ」と「資源」の説明を通して、ごみの資源化・減量化の啓発を行った。

ごみ排出時における指導・啓発

排出ルールが守られていないなど、適正に管理されていないごみ・資源集積場所の利用者や集合住宅の管理者に対して、早朝排出指導を実施した。(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年4月以降は、対面での啓発は行わず、排出ルールが守られていないごみに対してチラシを貼付していたが、令和4年1月から再開した。)

実施事業

早朝啓発



早朝啓発の様子

市内のごみ・資源集積場所にて、ごみ出しを行う方に対して、ごみの分別の呼びかけや冊子の配布等により啓発を行った。

学校との連携

ごみの減量化・資源化への関心をより一層高めるため、学校と連携し、社会科授業や総合的な学習の時間等において、新型コロナウイルス感染症拡大防止に考慮した上で、ごみの減量化や資源分別の大切さ等に関する出前講座や体験学習を実施した。

実施事業

小学校出前講座、幼稚園・保育園・こども園出前講座



小学校出前講座の様子

市内小学校 65 校の 4 年生 5,213 人に対して、ごみの減量化・資源化の啓発授業や、ごみ収集車を使用したごみ収集体験を行い、ごみの分別の大切さを伝えた。



幼稚園・保育園・こども園出前講座の様子

市内 23 ヶ所の幼稚園・保育園・こども園の幼児 2,372 人に対して、ごみの減量化・資源化の啓発授業や、ごみ収集車を使用したごみ収集体験を行い、ごみの分別の大切さを伝えた。



中小事業者における適正排出等の実施

中小事業者に対し、地区別に戸別訪問を実施し、適正排出指導等を行うことにより、更なる適正排出等の促進を図った。

実施事業

事業者個別訪問（3,989 者を訪問）

「相模原市一般廃棄物処理基本計画 令和3年度の取組状況」

発行 令和4年10月

作成 相模原市 環境経済局 資源循環グループ

〒252-5277 神奈川県相模原市中央区中央2-11-15

電話 042-769-8336(直) FAX 042-769-4445

E-Mail haiki-seisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp